

議第39号

広島県立県民の浜管理事務の事務委託に関する協議について

呉市は、次の規約により広島県から広島県立県民の浜管理事務に関する事務の委託を受ける。

広島県と呉市との間における広島県立県民の浜管理事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 広島県（以下「甲」という。）は、広島県立県民の浜設置及び管理条例（昭和63年広島県条例第4号）第1条に定める広島県立県民の浜（以下「委託施設」という。）に係る次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を呉市（以下「乙」という。）に委託する。

(1) 委託施設の利用に関する事務

(2) 委託施設に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による使用許可に関する事務

(3) 委託施設の維持及び修繕に関する事務（甲の指定する維持及び修繕に関する事務を除く。）

(管理及び執行の方法)

第2条 前条第1号及び第2号に掲げる事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 乙は、委託施設に係る事務の管理及び執行について、指定管理者に行わせることができる。この場合、指定管理者の指定手続に係る事務については、乙の条例等の定めるところによる。

(協議)

第3条 次に掲げる場合においては、乙は、あらかじめ甲に協議するものとする。

(1) 委託施設の全部又は一部の供用を休止しようとする場合

(2) 委託事務の管理及び執行について適用される条例等を定め、又は改廃しようとする場合

(3) 第1条第2号の使用許可（電柱、標柱、看板、地下埋設物その他これらに類するものの敷地の用に供する場合の使用許可を除く。）をしようとする場合

(4) 第1条第3号の維持及び修繕に関する事務（甲の指定する維持及び修繕に関する事務を除く。）を行おうとする場合

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲及び乙の負担とし、その額及び支払方法は、甲乙協議して定める。

(使用料等の収入)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料等の収入は、全て乙の収入とする。

(予算の経理)

第6条 委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において他の予算と分別して計上するものとする。

(経費の繰越使用)

第7条 乙は、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る歳入歳出の決算において剰余金が生じた場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。

(報告)

第8条 乙は、各年度において出納閉鎖後、速やかに委託事務の管理及び執行に係る実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(連絡調整会議)

第9条 乙は、委託事務について甲と連絡調整を図り、委託施設の運営を協議するため、広島県立県民の浜連絡調整会議（以下「会議」という。）を開くことができる。

2 甲の申出がある場合は、乙は、会議を開くものとする。

(その他)

第10条 前各条に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

付 則

1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算するものとする。この場合、決算において剰余金又は不足額が生じたときは、この処理について甲乙協議するものとする。

(提案理由)

呉市が、広島県から広島県立県民の浜管理事務に関する事務の委託を受けるため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、この案を提出する。